

元の生活を返せ・原発被害いわき訴訟：第7回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第7回口頭弁論：9月17日（水）14：00から

第7回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において

（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2014年9月17日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝

共同代表 弁護士 鈴木 堯 博

共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 笹山尚人（ささやまなおと） 080-1343-2615

第1 訴訟そのものの概要

1、当事者

原 告 福島県いわき市の市民1,393人（1次原告数822人／2次571人）

世帯数（1次336世帯）（2次264世帯・内16は1次と重複）

被 告 国、東京電力株式会社

2、原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）

（1次140人／2次78人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人）

妊 婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）

一 般（1次667人／2次483人）

3、請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

②本件事故後の懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方である。

第2 第7回口頭弁論の概要

1 訴訟の流れと第7回口頭弁論

訴訟は当初、原告と被告ら、双方からの「言い分のキャッチボール」で進行します。現在、原告側提出の初回の言い分「訴状」に対し、国、東電は、被告らの初回の言い分「答弁書」を提出してきているので、現在訴状の補充となる内容について原告の言い分を提出しています。また被告らも、前回の弁論から、原告の言い分に対する反論も提出し始めました。第7回口頭弁論は、こうした原告、被告ら双方の言い分を提出するのが役割です。

2 今回の第7回口頭弁論について

(1) 今回は、被告らの主張の提出が中心となります。

事前に、被告東電からは、準備書面（4）（精神的損害の賠償について（自主避難等対象者））の提出がありました。東電は、概要以下を述べています。

1）自主避難等対象者への損害賠償は、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針追補及び中間指針第二次追補に従ったものである。

2）原子力損害賠償紛争審査会は、第一線の法学者及び原子力の専門家等の委員によって構成されて、十分な議論を尽くされている。

3）現在の賠償は、被ばくに対する不安感に対して支払われているものであり、その金額や期間は相当なものである。

また、被告東電は、準備書面（5）も提出し、当方提出の準備書面（2）（主に責任論）に対する認否（認めるか認めないか）を行っています。

さらに、国も、第3準備書面を事前に提出しています。国は、将来に渡る損害賠償請求は、今後同様の損害が継続する「高度の蓋然性」がなければならず、線量は減少するし、原告も今後異動する可能性があるので、被害があったとしても、それが継続する高度の蓋然性はなく、そもそも不適法であって、却下すべきであるとの主張を展開しています。

原告側は、損害論についての立証予定の書面及び責任論に関して被告の態度をただす求積明的な書面を提出しました。斎藤医師らの専門家証人の予定、各原告らの陳述書の作成予定などを陳述する予定です。

(2) 今回は、事前に調整の上、前回の弁論ではできなかった原告本人の意見陳述2名分を行うことを予定しています。また、原告代理人も、立証計画に関すること、また、被告の主張に対する求積明としての意見陳述を行います。

(3) 今回は、原告本人の意見陳述及び責任論における積明を求める陳述が原告側弁論の中心として見ていただければと思います。

第4 第8回法廷

2014年11月12日（水）14時です。

以上